

長野県介護員養成研修指定基準

長野県介護員養成研修指定要綱（以下「指定要綱」という。）第5条第4項の規定により、長野県介護員養成研修（以下「研修」という。）の指定基準を次のとおり定める。

I 総則

1 事業者

事業者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 研修を適正かつ円滑に実施するために、必要な事務能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有すること。
- (2) 本県内に研修事業の拠点となる設備と研修を適正に運営する能力を有した人員が常駐する事業所があり、研修事業を統括すること。
- (3) 研修の財務処理が、他の事業と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等研修事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。
- (4) 研修を法令及び県の定めるところにより適正に実施し、知事が研修に関する情報の提供、内容の変更その他必要な指示、指導を行った場合は、速やかに従うこと。
- (5) 研修に係る書類を整備し、その管理を確実に行うこと。特に、事業運営上知り得た個人の情報について、厳重に管理すること。
- (6) 本県又は他の都道府県において、過去に指定の取消し等の処分や、研修の実施にあたり継続的な指示、指導を受けているなどの事実によって、適正に研修を実施する能力に欠けると認められるものでないこと。

2 受講者等

受講者の募集は、県の指定後から研修実施前までの間に適正な期間を設けるものとする。また、希望者には研修を公開し、見学等を実施するものとする。

3 受講料等

受講料の額等は、講師謝金、会場使用料等の実績を勘案した適正な額であること。

4 学則

研修の実施にあたっては、次に掲げる事項を明示した学則を設け、受講者に公開すること。

- (1) 事業所の名称、所在地及び連絡先
- (2) 研修の目的、研修の名称及び研修の方法（通学制又は通信制）
- (3) 研修日程

- (4) 研修カリキュラム
- (5) 研修会場（会場名、所在地等）
- (6) 受講資格、受講手続き等（募集時期、申込方法、本人確認の方法等）
- (7) 研修費用（受講料、テキスト代等）
- (8) 使用テキスト名
- (9) 実習施設等実習先
- (10) 各科目の講師氏名一覧
- (11) 修了評価の取扱い
- (12) 科目免除の取扱いとその手続き方法
- (13) 研修を欠席した者に対する補講の実施方法、補講に係る費用等の取扱い
- (14) その他、研修受講に係る重要事項

5 研修の会場・備品

- (1) 科目内容に応じて十分な広さと設備等を有し、研修を実施するにあたり、適正な研修会場を確保するものとする。
- (2) 会場は、研修実施期間中の確保が確実であることを書面（使用許可書等）により確認できるものとする。
- (3) 県が会場の状況を現に確認する必要があると判断した場合には、その調査に協力するものとする。
- (4) 必要な備品は、適正な種類と受講者数に応じた数量を確保する。なお、実技演習で使用する介護用ベッドは、原則として、受講者 10 人に対し 1 台以上配置することとする。

6 使用テキスト

使用テキストは、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）、介護保険法施行規則第 22 条の 23 第 2 項に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成 18 年厚生労働省告示第 219 号）及び介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者研修関係・生活援助従事者研修）（平成 24 年 3 月 28 日付け老振発 0328 第 9 号厚生労働省老健局振興課長通知）の規定に基づき適正に作成されたものとする。

7 研修責任者

事業者は、申請内容に沿った安全かつ適正な研修の編成及び実施を常に確認し、研修の運営に関し適正な判断と指示を行うことができる研修責任者を選定するものとする。

8 情報の開示

事業者は、研修機関が公表すべき情報の内訳（別表第 1）に定める情報項目を自らホ

ホームページ上において開示することにより、研修事業者の質の比較、受講者等による研修事業者の選択等が行われる環境を整備し、もって研修の質の確保及び向上に努めること。

9 関係書類の保存

- (1) 研修修了者名簿は永年保存すること。
- (2) 研修事業に関する関係書類（受講者出席簿、講師出講確認書、実習記録等）は、少なくとも、研修終了後3年間は保存すること。

10 他の都道府県にわたって研修事業を行う場合の指定事務の取扱い

- (1) 事業者が他の都道府県にわたって研修事業を実施する場合、本県内に所在する本部や本校、支所等の事業所が独立しており、研修実施場所、研修講師等を確保し、又は受講者の募集が本県内において行われ、事業として別個のものと認められる場合は、本県に指定申請するものとする。
- (2) 通信制による研修事業等同一の研修事業者が他の都道府県にわたって一体的に事業を実施する場合には、本部、本校等主たる事業所の所在地が本県内である場合、本県に指定申請するものとする。なお、「本部、本校等主たる事業所」とは、対面での実施、講師の確保、添削の実施等を主体的に行っており、通信制に関する事務処理能力を有する事業所である。

11 本人確認の方法

事業者は、受講をしようとする者に対し、研修受講申込時又は研修初日に、次に掲げるいずれかの方法によって本人確認を行うこととする。また、本人確認を行った場合はその記録を残すものとする。

- (1) 戸籍謄本、戸籍抄本又は住民票の提出
- (2) 住民基本台帳カードの提示
- (3) 在留カード等の提示
- (4) 健康保険証の提示
- (5) 運転免許証の提示
- (6) パスポートの提示

II 介護職員初任者研修関係

12 修業年限

修業年限は、おおむね8ヶ月以内であることとする。

13 研修カリキュラム

- (1) 研修カリキュラムの内容及び研修時間数は、長野県介護職員初任者研修カリキュラム（別表第2-1）のとおりとし、その具体的な取扱いは、カリキュラムの取扱い（別紙1-1）及び実習の取扱い（別紙2-1）による。
- (2) 研修日誌を整備し、カリキュラムの進行管理を日々の確に行い、県が確認する必要があると判断した場合は、研修日誌を提出する等、実施状況を明らかにするものとする。
- (3) 生活援助従事者研修を実施している事業者が、介護職員初任者研修を実施する場合において、生活援助従事者研修の履修科目と同等と認められる科目については、一体的に実施することもできるものとする。

14 講師、講義等の方法

- (1) 各科目を担当する講師は、原則として、長野県介護職員初任者研修講師要件（別表第3-1）及び講師の取扱い（別紙3-1）による。
- (2) 講義及び演習は、担当講師が対面する方法で実施するものとし、自習又はビデオ方式は認めないものとする。ただし、通信により講義を行う場合は、この限りでない。

15 科目の免除

免除することができる科目の取扱いは、科目免除の取扱い（別紙4-1）による。

16 補講等

受講者がやむを得ない事情によってカリキュラムの一部を受講しなかった場合は、補講等を行うことができる。その取扱いは、補講等の取扱い（別紙5-1）による。

17 修了評価

研修の修了評価については、研修修了者の質の確保を図る観点から、長野県介護職員初任者研修カリキュラム（別表第2-1）及び修了評価の取扱い（別紙6-1）により厳正に行うものとする。

18 通信による研修事業の方法

講義及び演習を通信により行う場合は、本基準に定めるもののほか、通信の取扱い（別紙7-1）による。

Ⅲ 生活援助従事者研修関係

19 修業年限

修業年限は、おおむね4ヶ月以内であることとする。

20 研修カリキュラム

- (1) 研修カリキュラムの内容及び研修時間数は、長野県生活援助従事者研修カリキュラム（別表第2-2）のとおりとし、その具体的な取扱いは、カリキュラムの取扱い（別紙1-2）及び実習の取扱い（別紙2-2）による。
- (2) 研修日誌を整備し、カリキュラムの進行管理を日々の確に行い、県が確認する必要があると判断した場合は、研修日誌を提出する等、実施状況を明らかにするものとする。
- (3) 介護職員初任者研修を実施している事業者が、生活援助従事者研修を実施する場合において、介護職員初任者研修の履修科目と同等と認められる科目については、一体的に実施することもできるものとする。

21 講師、講義等の方法

- (1) 各科目を担当する講師は、原則として、長野県生活援助従事者研修講師要件（別表第3-2）及び講師の取扱い（別紙3-2）による。
- (2) 講義及び演習は、担当講師が対面する方法で実施するものとし、自習又はビデオ方式は認めないものとする。ただし、通信により講義を行う場合は、この限りでない。

22 科目の免除

免除することができる科目の取扱いは、科目免除の取扱い（別紙4-2）による。

23 補講等

受講者がやむを得ない事情によってカリキュラムの一部を受講しなかった場合は、補講等を行うことができる。その取扱いは、補講等の取扱い（別紙5-2）による。

24 修了評価

研修の修了評価については、研修修了者の質の確保を図る観点から、長野県生活援助従事者研修カリキュラム（別表第2-2）及び修了評価の取扱い（別紙6-2）により厳正に行うものとする。

25 通信による研修事業の方法

講義及び演習を通信により行う場合は、本基準に定めるもののほか、通信の取扱い（別紙7-2）による。

附 則

- 1 この基準は平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は平成30年12月1日から施行する。